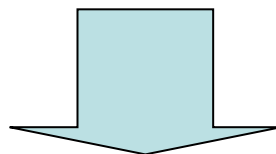


原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号) の一部施行(平成25年4月1日)に伴い

放射線障害防止法に基づく
届出・申請等の提出先



原子力規制委員会原子力規制庁
放射線対策・保障措置課放射線規制室
電話(代) 03-3581-3352

届出・申請等の様式の宛名



原子力規制委員会

“放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律”等の一部改正（施行日：平成25年4月1日）

◎ 本則中の用語の変更（法律、施行令、施行規則、様式等）

文部科学大臣  原子力規制委員会

文部科学省令  原子力規制委員会規則

文部科学省  原子力規制委員会

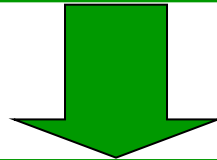
◎ 水戸原子力事務所の廃止に伴い、茨城県にある事業所の届出・申請等は、原子力規制委員会原子力規制庁放射線対策・保障措置課放射線規制室となる。

◎ 既存の通知・通達等及び許認可等の効力は、特段の指示がない限り、平成25年4月1日以降も引き続き有効（必要に応じて、省庁・課室名を読み替える。）

事故・トラブル等の緊急時における連絡方法

《事象区分》

- ① 法令報告事象
- ② 事業所内の火災
- ③ 地震



原子力規制委員会
原子力規制庁 原子力防災課事故対処室に
直ちに電話及び別紙様式にてFAXで通報する。

事故・トラブル等の緊急時における連絡方法等の一覧

	火災	地震		その他
		震度4以上 (特定許可使用者)	左記以外	
異常事態発生	電話とFAX	電話とFAX	電話とFAX	電話とFAX
異常事態なし	電話とFAX	メール		

原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課事故対処室

**電話：業務時間内 03-5114-2112
(平日9:30~18:15)**

夜間・休日 080-5885-7450 (第1順位)

03-5114-2112 (第2順位)

FAX： 03-5114-2197